

# 再意見書

平成21年7月13日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 101-0047

とうきょうとちよだくうちかんだ2-3-4 こくさいこうぎょうかんだびる6かい  
住所 東京都千代田区内神田 2-3-4 国際興業神田ビル 6階

しゃだんほうじんにほんねっとわーくいんふおめーしょんせんたー  
組織名 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

ごとう しげき  
理事長 後藤 滋樹

電話番号

電子メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

今回の接続約款の変更申請が提出された後の2009年6月2日(火)にNTT東日本およびNTT西日本から一般公開された「NGN IPv6 ISP接続<ネイティブ方式>サービス仕様書 2.0版」では、ネイティブ方式の接続事業者が持ち込むIPv6アドレス空間は「/23」とされています。

接続事業者が持ち込むIPv6アドレス空間の分配を受けていない場合には、JPNICやAPNICなどのインターネットレジストリに対してIPv6アドレスの分配を申請することとなります。インターネットレジストリでは、申請時点で有効なIPアドレスポリシーに基づき、ポリシーに記載された客観的な要件を元に分配を行うIPv6アドレスの大きさを決定します。

(本日現在有効なIPアドレスポリシー)

JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー

<http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01078.html>

1 接続事業者がIPv6アドレス「/23」の分配を受けるためには、このポリシーに定められた割り当て数の要件を満たすこと、もしくは「/23」の分配を必要とする技術的な理由がある根拠を示すことが求められます。

約款およびサービス仕様書の策定にあたっては、上記をご考慮いただきたいと存じます。